

○ 招 集 告 示

坂戸、鶴ヶ島水道企業団告示第3号

令和7年第1回坂戸、鶴ヶ島水道企業団議会定例会を次のとおり招集する。

令和7年1月30日

坂戸、鶴ヶ島水道企業団企業長 齊 藤 芳 久

記

- 1 期 日 令和7年2月6日（木）
 - 2 場 所 坂戸、鶴ヶ島水道企業団議会議場
-

○会 期

令和7年2月6日 1日間

○ 応 招 ・ 不 応 招 議 員

応招議員（8名）

1 番	吉 原 正 洋	議員	2 番	大 山 嘉代子	議員
3 番	中 村 拓 史	議員	4 番	山 中 基 充	議員
5 番	森 田 文 明	議員	6 番	小 川 尋 海	議員
7 番	柴 田 文 子	議員	8 番	長谷川 清	議員

不応招議員（なし）

令和7年第1回坂戸、鶴ヶ島水道企業団議会定例会

○議事日程（第1号） 令和7年2月6日

- 日程第 1 会議録署名議員の指名
- 日程第 2 会期の決定
- 日程第 3 諸般の報告
- 日程第 4 議案第1号 坂戸、鶴ヶ島水道企業団監査委員の選任について
- 日程第 5 議員提出議案第1号 坂戸、鶴ヶ島水道企業団議会の個人情報の保護に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第 6 議案第2号 坂戸、鶴ヶ島水道企業団水道料金審議会条例について
- 日程第 7 議案第3号 坂戸、鶴ヶ島水道企業団個人情報の保護に関する法律施行条例の一部を改正する条例について
- 日程第 8 議案第4号 坂戸、鶴ヶ島水道企業団議会議員の議員報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第 9 議案第5号 特別職の職員で非常勤のもの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第10 議案第6号 坂戸、鶴ヶ島水道企業団企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第11 議案第7号 坂戸、鶴ヶ島水道企業団布設工事監督者及び水道技術管理者に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第12 議案第8号 令和6年度坂戸、鶴ヶ島水道企業団水道事業会計補正予算（第2号）について
- 日程第13 議案第9号 令和7年度坂戸、鶴ヶ島水道企業団水道事業会計予算について
- 日程第14 一般質問

午前10時00分開会

出席議員（8名）

1番	吉原正洋	議員	2番	大山嘉代子	議員
3番	中村拡史	議員	4番	山中基充	議員
5番	森田文明	議員	6番	小川尋海	議員
7番	柴田文子	議員	8番	長谷川清	議員

欠席議員（なし）

説明のための出席者

企業長	齊藤芳久	副企業長	石川清
監査委員	長谷部博之	事務局長	前原民子
事務局長	小林栄	事務局長	薄井貴行
事務局長	高篠保	財務課長	笠木知之
給水課長	山崎利隆	施設課長	高橋俊行
施設課 主席主幹	毛須章久	浄水課長	千葉晋彦

事務局職員出席者

書記	新堀迅	書記	渡邊大輔
書記	吉田真由美		

◎開会及び開議の宣告

(午前10時00分)

- 山中基充議長 現在の出席議員は8人全員であります。よって、定足数に達しておりますので、ただいまから令和7年第1回坂戸、鶴ヶ島水道企業団議会定例会を開会し、直ちに本日の会議を開きます。



◎議長開会の挨拶

- 山中基充議長 会議に先立ちまして、一言ご挨拶を申し上げます。

本日は、令和7年第1回坂戸、鶴ヶ島水道企業団議会定例会のご案内を申し上げましたところ、議員の皆様には公私ともご多用の中、全員のご出席をいただき、ここに開会できますことを心より御礼申し上げます。

さて、去年は元日に能登半島地震が発生し、全国の水道事業者が応急給水、応急復旧の支援を行う中、追い打ちをかけるように9月に奥能登豪雨が発生し、能登地方に甚大な被害をもたらしました。このほかにも、この1年間で全国各地で様々な自然災害等が発生し、その被害状況が報道されるたびに、改めてライフラインである水道の重要性を再認識いたしました。

引き続き当企業団が坂戸市、鶴ヶ島市の両市民に対して、安心、安全な水道を安定供給できますよう、議会として尽力してまいる所存でございます。

さて、令和6年度も残り僅かとなりましたが、当企業団の水道事業におきまして、各種事業、おおむね順調に推移しているようでございます。

これもひとえに、議員の皆様をはじめ関係各位のご尽力のたまものと感謝を申し上げ、今後におきましても、ご指導、ご協力をいただきますようお願い申し上げます。

なお、本日提出されました議案は、議員提出議案1件を含む10件、一般質問は2名の議員さんから通告がありました。

何とぞ慎重ご審議をいただき、円滑のうちに日程全てが終了できますようお願いを申し上げます。開会の挨拶といたします。



◎企業長の挨拶

○山中基充議長 企業長から発言を求められておりますので、これを許可します。

齊藤企業長。

○齊藤芳久企業長 議員の皆様、おはようございます。議長の許可をいただきましたので、今定例会の開会に当たりまして、一言ご挨拶を申し上げます。

昨年は、元旦の能登半島地震や9月の豪雨などにより、各地で甚大な被害がもたらされました。改めて時と場所を選ばない自然災害の脅威を痛感するとともに、あらゆる事態へ備え、着実に進めていかなければならないと決意を新たにしています。

さて、本日ここに、令和7年第1回坂戸、鶴ヶ島水道企業団議会定例会を招集申し上げましたところ、議員の皆様におかれましては、ご多忙の中ご参集を賜り、誠にありがとうございます。

当面する重要案件につきましてご審議いただきますことは、当企業団の発展のため、誠にありがたく、厚く御礼を申し上げます。

常日頃より、水道事業の進展のためご尽力をいただいておりますことに心より感謝を申し上げます。

今定例会に提案申し上げました議案は、坂戸、鶴ヶ島水道企業団監査委員の選任についてなどをはじめ、令和6年度補正予算、令和7年度当初予算など9議案でございます。

内容につきましては、後ほど提案理由によりご説明申し上げます。何とぞ慎重ご審議の上、速やかなるご議決を賜りますようお願い申し上げます。開会に当たりましての挨拶といたします。本日はどうぞよろしくお願いいたします。



◎諸報告

○山中基充議長 次に、今定例会の議事日程及び出席いたします議事説明者の職、氏名並びに書記の氏名を一覧表として配付しておきましたから、ご了承願います。



◎会議録署名議員の指名

○山中基充議長 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

今定例会の会議録署名議員は、会議規則第85条の規定により、議長において、

1 番 吉 原 正 洋 議員

2 番 大 山 嘉代子 議員
を指名いたします。

◇

◎会期の決定

○山中基充議長 日程第2、会期の決定を議題といたします。

お諮りいたします。今定例会の会期は、本日1日といたしたいと思いを。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声〕

○山中基充議長 ご異議なしと認めます。

よって、会期は本日1日とすることに決定いたしました。

◇

◎議案の朗読省略

○山中基充議長 お諮りいたします。

あらかじめ送付してあります議案等につきましては、朗読を省略することといたしたいと思いを。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声〕

○山中基充議長 ご異議なしと認めます。

よって、あらかじめ送付してあります議案等につきましては、朗読を省略することに決定いたしました。

◇

◎諸般の報告

○山中基充議長 日程第3、諸般の報告を行います。

監査委員から、定例監査の結果及び例月出納検査の結果についての報告がありましたので、お手元に配付しておきましたからご了承承願います。

◎議案第1号の上程、説明、質疑、討論、採決

○山中基充議長 日程第4、議案第1号 坂戸、鶴ヶ島水道企業団監査委員の選任についてを議題といたします。

企業長から提案理由の説明を求めます。

齊藤企業長。

○齊藤芳久企業長 ただいま議題となっております議案第1号 坂戸、鶴ヶ島水道企業団監査委員の選任について提案理由のご説明を申し上げます。

本案は、監査委員、中島啓善氏の任期が、令和7年2月9日をもって満了することに伴い、後任として佐藤浩一氏を選任することについて協議いたしましたところ、内諾をいただきましたので、地方公営企業法第39条の2第5項の規定により、同意をいただきたく提出するものであります。

何とぞ慎重ご審議の上、速やかなるご議決を賜りますようお願い申し上げまして、提案理由の説明といたします。

○山中基充議長 これより質疑に入ります。

〔「なし」の声〕

○山中基充議長 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

〔「なし」の声〕

○山中基充議長 討論なしと認めます。

これをもって討論を終結いたします。

これより日程第4、議案第1号 坂戸、鶴ヶ島水道企業団監査委員の選任についてを採決いたします。

本案は原案のとおり同意することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声〕

○山中基充議長 ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり同意することに決定いたしました。



◎議員提出議案第1号の上程、説明、質疑、討論、採決

○山中基充議長 日程第5、議員提出議案第1号 坂戸、鶴ヶ島水道企業団議会の個人情報保護に関する条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

提出者である柴田文子議員から提案理由の説明を求めます。

7番、柴田文子議員。

○7番 柴田文子議員 7番、柴田文子です。ただいま議題となっております議員提出議案第1号 坂戸、鶴ヶ島水道企業団議会の個人情報の保護に関する条例の一部を改正する条例について提案理由の説明を申し上げます。

刑法及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用法等に関する法律の一部改正に伴い、規定の整備を図ることにつき、所要の改正を行うため、この案を提出するものでございます。

何とぞ慎重ご審議の上、速やかなるご議決を賜りますようお願いを申し上げまして、提案理由の説明といたします。

○山中基充議長 これより質疑に入ります。

〔「なし」の声〕

○山中基充議長 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

〔「なし」の声〕

○山中基充議長 討論なしと認めます。

これをもって討論を終結いたします。

日程第5、議員提出議案第1号 坂戸、鶴ヶ島水道企業団議会の個人情報の保護に関する条例の一部を改正する条例についてを採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声〕

○山中基充議長 ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。



◎議案第2号の上程、説明、質疑、討論、採決

○山中基充議長 日程第6、議案第2号 坂戸、鶴ヶ島水道企業団水道料金審議会条例についてを議題といたします。

企業長から提案理由の説明を求めます。

齊藤企業長。

- 齊藤芳久企業長 ただいま議題となっております議案第2号 坂戸、鶴ヶ島水道企業団水道料金審議会条例について提案理由のご説明を申し上げます。

本案は、当企業団の経営状況及び中期的な財政計画を踏まえ、適正な水道料金について審議することを目的に、水道使用者及び知識経験者によって構成される坂戸、鶴ヶ島水道企業団水道料金審議会を設置するため、本条例を制定するものであります。

何とぞ慎重ご審議の上、速やかなるご議決を賜りますようお願い申し上げまして、提案理由の説明といたします。

- 山中基充議長 これより質疑に入ります。

2番、大山議員。

- 2番 大山嘉代子議員 2番、大山嘉代子です。ただいま議題となっております議案第2号 坂戸、鶴ヶ島水道企業団水道料金審議会条例について質疑いたします。

質疑1点目、水道料金審議会委員の構成はどのように予定するのか、このことについて伺います。

- 山中基充議長 笠木財務課長。

- 笠木知之財務課長 大山議員のご質疑にお答えいたします。

水道料金審議会委員の構成につきましては、本案をご議決いただきましたら、水道料金審議会運営規則により資格要件等を定め、詳細を決めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

- 山中基充議長 大山議員。

- 2番 大山嘉代子議員 質問2点目、本条例第3条第1号に規定する水道使用者については、公募で募集をするのか、伺います。

- 山中基充議長 笠木財務課長。

- 笠木知之財務課長 お答えいたします。

人数等詳細は今後決めてまいります、公募による募集も実施する予定でございます。

以上でございます。

- 山中基充議長 大山議員。

- 2番 大山嘉代子議員 3点目、公募を予定するとの答弁でしたが、その募集方法について伺います。

- 山中基充議長 笠木財務課長。

- 笠木知之財務課長 お答えいたします。

公募による審議会委員の募集方法につきましては、当企業団のホームページ及び構成市の広報紙において実施したいと考えております。

以上でございます。

○山中基充議長 ほかに質疑はありますか。

〔「なし」の声〕

○山中基充議長 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

〔「なし」の声〕

○山中基充議長 討論なしと認めます。

これをもって討論を終結します。

日程第6、議案第2号 坂戸、鶴ヶ島水道企業団水道料金審議会条例についてを採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声〕

○山中基充議長 ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。



◎議案第3号の上程、説明、質疑、討論、採決

○山中基充議長 日程第7、議案第3号 坂戸、鶴ヶ島水道企業団個人情報の保護に関する法律施行条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

企業長から提案理由の説明を求めます。

齊藤企業長。

○齊藤芳久企業長 ただいま議題となっております議案第3号 坂戸、鶴ヶ島水道企業団個人情報の保護に関する法律施行条例の一部を改正する条例について提案理由のご説明を申し上げます。

本案は、刑法の一部改正に伴い、懲役及び禁錮が廃止され、拘禁刑が創設されることにより、所要の改正を行うものであります。

何とぞ慎重ご審議の上、速やかなるご議決を賜りますようお願い申し上げまして、提案理由の説明といたします。

○山中基充議長 これより質疑に入ります。

〔「なし」の声〕

○山中基充議長 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

〔「なし」の声〕

○山中基充議長 討論なしと認めます。

これをもって討論を終結いたします。

日程第7、議案第3号 坂戸、鶴ヶ島水道企業団個人情報保護に関する法律施行条例の一部を改正する条例についてを採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声〕

○山中基充議長 ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。



◎議案第4号の上程、説明、質疑、討論、採決

○山中基充議長 日程第8、議案第4号 坂戸、鶴ヶ島水道企業団議会議員の議員報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

企業長から提案理由の説明を求めます。

齊藤企業長。

○齊藤芳久企業長 ただいま議題となっております議案第4号 坂戸、鶴ヶ島水道企業団議会議員の議員報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について提案理由のご説明を申し上げます。

本案は、現下の社会経済情勢等諸般の事情を勘案し、坂戸、鶴ヶ島水道企業団議会議員の期末手当の額を改定するものであります。

何とぞ慎重ご審議の上、速やかなるご議決を賜りますようお願い申し上げまして、提案理由の説明といたします。

○山中基充議長 これより質疑に入ります。

〔「なし」の声〕

○山中基充議長 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

〔「なし」の声〕

○山中基充議長 討論なしと認めます。

これをもって討論を終結いたします。

日程第8、議案第4号 坂戸、鶴ヶ島水道企業団議会議員の議員報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例についてを採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声〕

○山中基充議長 ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。



◎議案第5号の上程、説明、質疑、討論、採決

○山中基充議長 日程第9、議案第5号 特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

企業長から提案理由の説明を求めます。

齊藤企業長。

○齊藤芳久企業長 ただいま議題となっております議案第5号 特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について提案理由のご説明を申し上げます。

本案は、現下の社会経済情勢等諸般の事情を勘案し、坂戸、鶴ヶ島水道企業団企業長等の期末手当の額を改定するとともに、刑法の一部改正に伴い、懲役及び禁錮が廃止され、拘禁刑が創設されたことにより、所要の改正を行うものであります。

何とぞ慎重ご審議の上、速やかなるご議決を賜りますようお願い申し上げまして、提案理由の説明といたします。

○山中基充議長 これより質疑に入ります。

〔「なし」の声〕

○山中基充議長 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

〔「なし」の声〕

○山中基充議長 討論なしと認めます。

これをもって討論を終結いたします。

日程第9、議案第5号 特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例についてを採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声〕

○山中基充議長 ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。



◎議案第6号の上程、説明、質疑、討論、採決

○山中基充議長 日程第10、議案第6号 坂戸、鶴ヶ島水道企業団企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

企業長から提案理由の説明を求めます。

齊藤企業長。

○齊藤芳久企業長 ただいま議題となっております議案第6号 坂戸、鶴ヶ島水道企業団企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例について提案理由のご説明を申し上げます。

本案は、人事院勧告及び埼玉県人事委員会勧告に基づき、災害への対処、その他臨時または緊急の必要により勤務した場合支給される管理職員特別勤務手当の支給対象時間が拡大されたことに伴い、所要の改正を行うものであります。

何とぞ慎重ご審議の上、速やかなるご議決を賜りますようお願い申し上げまして、提案理由の説明といたします。

○山中基充議長 これより質疑に入ります。

〔「なし」の声〕

○山中基充議長 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

〔「なし」の声〕

○山中基充議長 討論なしと認めます。

これをもって討論を終結いたします。

日程第10、議案第6号 坂戸、鶴ヶ島水道企業団企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例についてを採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声〕

○山中基充議長 ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。



◎議案第7号の上程、説明、質疑、討論、採決

○山中基充議長 日程第11、議案第7号 坂戸、鶴ヶ島水道企業団布設工事監督者及び水道技術管理者に関する条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

企業長から提案理由の説明を求めます。

齊藤企業長。

○齊藤芳久企業長 ただいま議題となっております議案第7号 坂戸、鶴ヶ島水道企業団布設工事監督者及び水道技術管理者に関する条例の一部を改正する条例について提案理由のご説明を申し上げます。

本案は、水道法施行令等の一部改正に伴い、布設工事監督者及び水道技術管理者の資格要件について、実務経験及び学歴、学科要件の見直しがあったことにより、所要の改正を行うものであります。

何とぞ慎重ご審議の上、速やかなるご議決を賜りますようお願い申し上げまして、提案理由の説明といたします。

○山中基充議長 これより質疑に入ります。

〔「なし」の声〕

○山中基充議長 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

〔「なし」の声〕

○山中基充議長 討論なしと認めます。

これをもって討論を終結いたします。

日程第11、議案第7号 坂戸、鶴ヶ島水道企業団布設工事監督者及び水道技術管理者

に関する条例の一部を改正する条例についてを採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声〕

○山中基充議長 ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。



◎議案第8号の上程、説明、質疑、討論、採決

○山中基充議長 日程第12、議案第8号 令和6年度坂戸、鶴ヶ島水道企業団水道事業会計補正予算（第2号）についてを議題といたします。

企業長から提案理由の説明を求めます。

齊藤企業長。

○齊藤芳久企業長 ただいま議題となっております議案第8号 令和6年度坂戸、鶴ヶ島水道企業団水道事業会計補正予算（第2号）について提案理由並びに内容のご説明を申し上げます。

初めに、補正予算第2条に定める収益的収入及び支出につきましては、人事院勧告による給与改定や人事異動等に伴い、水道事業収益全体において1,063万5,000円の減額補正を行い、収入の合計を35億560万1,000円とし、また水道事業費用全体において5,024万1,000円の増額補正を行い、支出の総額を35億1,604万8,000円にしようとするものでございます。

次に、補正予算第3条に定める資本的支出につきましては、建設改良費について、人事異動等に伴い、職員給与費において656万1,000円の減額補正を行い、支出の合計を20億4,513万1,000円とし、その結果収入が支出に対し不足する額18億9,957万2,000円につきましては、補正予算第3条に記載のとおり、補てんしようとするものであります。

次に、補正予算第4条の債務負担行為につきましては、当年度以降にわたって債務を負担する事項の追加について承認をお願いするものであります。

何とぞ慎重ご審議の上、速やかなるご議決を賜りますようお願い申し上げまして、提案理由の説明といたします。

○山中基充議長 これより質疑に入ります。

〔「なし」の声〕

○山中基充議長 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

〔「なし」の声〕

○山中基充議長 討論なしと認めます。

これをもって討論を終結いたします。

日程第12、議案第8号 令和6年度坂戸、鶴ヶ島水道企業団水道事業会計補正予算（第2号）についてを採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声〕

○山中基充議長 ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。



◎議案第9号の上程、説明、質疑、討論、採決

○山中基充議長 日程第13、議案第9号 令和7年度坂戸、鶴ヶ島水道企業団水道事業会計予算についてを議題といたします。

企業長から提案理由の説明を求めます。

齊藤企業長。

○齊藤芳久企業長 ただいま議題となっております議案第9号 令和7年度坂戸、鶴ヶ島水道企業団水道事業会計予算について提案理由並びに内容のご説明を申し上げます。

初めに、予算第2条に定める業務の予定量につきましては、給水人口を16万8,700人、年間総配水量を1,892万7,851立方メートルといたしました。

主な建設事業といたしましては、幹線管路更新事業及び老朽管更新・耐震化事業に引き続き取り組むとともに、導水管布設替工事などを実施しようとするものであります。

次に、予算第3条に定める収益的収入及び支出につきましては、収入は水道事業収益の総額で34億8,990万1,000円、支出は水道事業費用の総額を34億2,611万6,000円としようとするものであります。

次に、予算第4条に定める資本的収入及び支出につきましては、収入は企業債の借入れなどにより12億675万3,000円、支出は配水本管布設工事など19億9,117万2,000円を計上し、不足する7億8,441万9,000円につきましては、予算第4条の記載のとおり補てんしようとするものでございます。

何とぞ慎重ご審議の上、速やかなるご議決を賜りますようお願い申し上げまして、提案理由の説明といたします。

○山中基充議長 これより質疑に入ります。

2番、大山議員。

○2番 大山嘉代子議員 2番、大山嘉代子です。ただいま議題となっております議案第9号 令和7年度坂戸、鶴ヶ島水道企業団水道事業会計予算について質疑を行います。

3点質疑いたします。1点目として、議案第9号資料、令和7年度当初予算概要3ページのⅡ、業務の予定量の(3)、有収率について伺います。

2点目として、同じく当初予算概要10、11ページの3、漏水調査及び配水本管洗浄作業業務委託について伺います。

3点目として、同じく当初予算概要23ページから記載されております老朽管更新・耐震化事業(ビニル管耐震化)に関して伺います。

初めに、質疑1点目の有収率についてですが、前年度に比べ0.35%低い92.39%となっておりますが、この数値の根拠について伺います。

○山中基充議長 笠木財務課長。

○笠木知之財務課長 大山議員のご質疑にお答えいたします。

令和7年度の有収率92.39%につきましては、直近2か年の実績と令和6年度の推計値、これらの平均値を採用いたしました。

以上でございます。

○山中基充議長 2番、大山議員。

○2番 大山嘉代子議員 今の話で、実績も考慮して決定しているとのことですが、過去3年間の有収率の実績を伺います。

○山中基充議長 笠木財務課長。

○笠木知之財務課長 お答えいたします。

令和3年度が91.9%、令和4年度が92.7%、令和5年度が92.3%でございました。

以上でございます。

○山中基充議長 2番、大山議員。

○2番 大山嘉代子議員 質疑2点目の漏水調査及び配水本管洗浄作業業務委託についてですが、11ページのエ、目的等に、5年で一巡する定期調査と実績による重点調査を組み合わせて漏水調査を実施するとありますが、これまでの結果からどのような効果があったのか、伺います。

○山中基充議長 毛須施設課主席主幹。

○毛須章久施設課主席主幹 お答えいたします。

漏水調査につきましては、平成10年度から実施しておりますが、これまでにより効果的、効率的な調査となるよう、その範囲や場所、調査方法等について試行錯誤を重ね、令和元年度から5年度で一巡する定期調査と実績による重点調査を組み合わせた調査を実施しております。結果といたしましては、過去5年間の漏水件数は、令和元年度は202件、令和2年度127件、令和3年度302件、令和4年度321件、令和5年度227件となっており、本業務委託により漏水が早期に発見、修繕できることで、漏水量の抑制に寄与しているところでございます。

以上でございます。

○山中基充議長 2番、大山議員。

○2番 大山嘉代子議員 同じく11ページのエ、目的等に管洗浄作業についての説明がありますが、その効果について伺います。

○山中基充議長 毛須施設課主席主幹。

○毛須章久施設課主席主幹 お答えいたします。

管洗浄作業につきましては、水道管内に付着した鉄さび等を排出しながら、強制的に除去する作業で、管路の水質保全を目的に平成21年度から実施し、布設替工事に伴う断水時等の濁水発生が抑制されております。

以上でございます。

○山中基充議長 2番、大山議員。

○2番 大山嘉代子議員 質疑3点目に入ります。

3点目、老朽管更新・耐震化事業（ビニル管耐震化）についてですが、令和7年度予算を執行すると、ビニル管の残延長はどのくらいになるのでしょうか。

○山中基充議長 高橋施設課長。

○高橋俊行施設課長 お答えいたします。

令和7年度でのビニル管の撤去延長距離は約5.4キロメートルで、その分を差し引きますと残延長は約210キロメートルになります。

以上でございます。

○山中基充議長 2番、大山議員。

○2番 大山嘉代子議員 それでは、令和7年度予算を執行後、ビニル管の残延長は210キロメートルとの答弁でしたが、今後の見通しはどのようなのでしょうか、お伺いします。

○山中基充議長 高橋施設課長。

○高橋俊行施設課長 お答えいたします。

現行の中期経営計画における老朽管更新・耐震化事業（ビニル管耐震化）については、令和8年度に約3.8キロメートル、令和9年度に約3.1キロメートルの更新を見込んでおります。なお、令和10年度以降につきましては、水道事業アセットマネジメント計画等策定業務委託の中で計画を策定いたします。

以上でございます。

○山中基充議長 2番、大山議員。

○2番 大山嘉代子議員 3点目、今後210キロメートルを更新するためには、莫大な費用を要すると思えますけれども、国からの補助はないのでしょうか、お伺いします。

○山中基充議長 高橋施設課長。

○高橋俊行施設課長 お答えいたします。

国が示す交付金の交付要件の例といたしましては、国が定める方法で算出する水道事業の資本単価が1立方メートル当たり90円以上であることや、給水人口が5万人以上で10立方メートル使用した1か月当たりの家庭用水道料金が全国の平均料金よりも高い水道事業者であること、また既存管路の布設経過年数や管の種類など様々な要件がございます。当企業団が実施する老朽管更新・耐震化事業（ビニル管耐震化）においては、それらの要件を満たすものがございませんので、現在は交付の対象とはなっておりませんが、今後においても引き続き財源の確保につながるよう、国が示す要件等について注視してまいります。

以上でございます。

○山中基充議長 5番、森田議員。

○5番 森田文明議員 5番、森田文明です。ただいま議題となっております、議案第9号 令和7年度坂戸、鶴ヶ島水道企業団水道事業会計予算について質疑を行います。

3点質疑いたします。1点目として、予算書2ページの下段、第7条の企業債8億5,000万円について、2点目として予算書38ページの日5総係費の節広告料の説明欄の広報紙印刷製本等384万9,000円について、3点目として予算書43ページの款1資本的収入の最下段、目1の固定資産売却代金36万9,000円について伺います。

初めに、1点目の企業債に関して伺います。企業債8億5,000万円については、その目的として施設更新事業に2億400万、管路更新事業に6億5,600万をそれぞれ充てるため、年4%以内の利率で借り入れる内容となっているわけでございます。初めに伺いますが、厳しいこの経営状況の中で、企業債8億5,000万円を借り入れて実施しなければならない施設更新事業と管路更新事業の必要緊急性について伺います。

○山中基充議長 笠木財務課長。

○笠木知之財務課長 森田議員のご質疑にお答えいたします。

施設更新事業においては、坂戸浄水場受変電設備更新工事の財源といたします。当設備は、平成12年度に実施してから24年が経過し、老朽化が進んでおります。当設備に不具合、故障等が生じますと、浄水場の機能が失われることから、更新を行うものでございます。

管路更新事業においては、幹線管路更新事業、老朽管更新事業によるビニル管の更新に加え、令和7年度から導水管布設替工事に着手し、それらの財源といたします。基幹管路の耐震適合率は、令和5年度末で43.9%であり、管路更新事業については縮小せず、継続すべきと判断し、予算計上しております。

以上でございます。

○山中基充議長 5番、森田議員。

○5番 森田文明議員 再質疑を行います。

企業債を借り入れる際の利率と、それから償還期間、これをどのように予定しているのか、また通常市で起債する場合には交付税措置があるものを選んで、これを起債することが基本だと認識しておりますが、この企業債8億5,000万円に関しての交付税措置等がないのかどうか、伺います。

○山中基充議長 笠木財務課長。

○笠木知之財務課長 お答えいたします。

現段階では、固定金利、元金均等、据置き2年、償還期間20年での借入れを想定しております。借入れ先により条件は異なってまいります。地方公共団体金融機構の最新利率では、今申し上げた条件で1.4%となっております。なお、水道事業に出資する一般会計の地方債において交付税措置を行う制度はございますが、企業債を対象とした交付税措置はございません。

以上でございます。

○山中基充議長 5番、森田議員。

○5番 森田文明議員 再々質疑を行います。

借入れ企業債8億5,000万、これについては利率を1.4%、償還期間20年、そしてこの交付税等の措置はないということであります。では、この予定している内容で借り入れた場合に、元金8億5,000万に対する利子の総額はどの程度となるのか、伺います。

○山中基充議長 笠木財務課長。

○笠木知之財務課長 お答えいたします。

先ほどの条件で試算いたしますと、利息の総額は約1億3,387万円、返済総額は約9

億8,387万円となります。

以上でございます。

○山中基充議長 5番、森田議員。

○5番 森田文明議員 次に、2点目の総係費の節広告料の説明欄、広報紙印刷製本等に関して伺います。

この広報紙印刷製本等については、本企業団が発行している広報紙水だより発行に係る予算と認識してございます。去る埼玉県議会12月定例会において、県水の卸売価格を令和8年4月から1立方メートル当たり12円96銭引き上げる条例改正案が可決されました。こうした状況を踏まえ、先日開催されました当企業団議員への予算概要説明会において、本企業団としても令和9年4月1日から料金改定を行うことで、水道料金改定へ向けてのロードマップが示され、その中でこの水道料金審議会の設置とともに、料金改定に向けた広報紙水だよりの発行掲載計画も示されたところであります。

この本企業団が発行する広報紙水だよりは、本企業団と水道使用者を直接結ぶ唯一のツールであると私は考えております。今後この水道料金改定に向けて、水道使用者の理解と協力を得るために果たす役割は、ますます重要になってくるものであると考えます。

そこで伺いますが、令和7年度において水道料金改定を視野に入れて、水道使用者に向けどのような紙面としていくのか、伺います。

○山中基充議長 笠木財務課長。

○笠木知之財務課長 お答えいたします。

総係費、広告料につきましては、当企業団の広報紙であるさかつる水だよりを春夏号、秋冬号として年2回発行するための費用を計上しております。水道使用者の理解と協力を得るためにさかつる水だよりが果たす役割は重要であり、水道料金見直しに向けた記事の内容につきましては、議員ご指摘の意見を踏まえまして、今後検討してまいります。

以上でございます。

○山中基充議長 5番、森田議員。

○5番 森田文明議員 再質疑を行います。

執行部から示されました水道料金改定に向けてのロードマップによれば、令和7年度に発行する春夏号において、水道料金見直し着手等を掲載する予定であるということが示されております。私は、この今議会で初めて具体的な料金見直しの方向が示され、今後審議会を設置して進めていくこととする状況を考慮いたしますと、具体的な料金改定が決定していない段階において、過度に水道使用者の不安をあおるような紙面は、現段階においては避ける必要があるのではないかと思います。

広報紙水だよりの春夏号については、最近問題となっている水道水のいわゆる有機フッ素加工物P F A Sについて、当企業団は検査結果で国が安全性の目安とされている暫定目標値を下回っている、安全であると、あるいはお風呂1回に使用する水道水約200リットルが市販のペットボトル2リットル1本分よりも当企業団の水道価格は安価だということも含めて、安全と安心を確保しながら、安定して供給している事実を伝えていくことが、現段階においては必要ではないかと考えますが、見解を伺います。

○山中基充議長 笠木財務課長。

○笠木知之財務課長 お答えいたします。

P F A Sの検査結果を発信し、お客さまの不安を払拭することは必要であると考えますので、今後水だよりを活用し、発信してまいります。また、水道水が安全、安価であることのP Rについては、過去には掲載しておりますが、改めて掲載してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○山中基充議長 5番、森田議員。

○5番 森田文明議員 再々質疑を行います。

2点目の最後の質疑となりますが、国では大地震の発生に備えて、飲料水については1人1日3リットルを目安として3日分を家庭で備えることを要請しているわけです。当企業団の水道水、この保存可能日数については、過去の水だよりを見ても示されておりますけれども、当企業団の水道水をランニング備蓄していけば、各家庭が市販の長期保存可能な飲料水を購入するよりも安価に備えることができるわけなのです。過去にも掲載した実績があるとは思いますが、改めてこの防災面からも当企業団の水道水の活用策もあるわけで、この広報紙水だよりを活用して使用者に対してさらに周知していくことも重要であると考えますが、見解を伺います。

○山中基充議長 小林事務局次長。

○小林 栄事務局次長 お答えいたします。

いつ起こるか分からない大規模災害による断水に備え、まずは災害対策の自助として、市民には水のくみ置きをお願いしております。水のくみ置きにつきましては、過去の水だよりやホームページでも保存方法及び保存期間を紹介し、周知させていただいております。しかし、昨年、能登半島地震での広範囲、長時間に及ぶ断水があったことや、近い将来起こるとされる南海トラフ地震に備え、議員のおっしゃるとおり、災害の観点から水道水の活用方法についてさらなる周知を行う必要があると考えております。また、周知方法につきましては、水だよりだけでなく、ホームページ、水道フェア、構成市の

防災訓練においても水道水を使用したランニング備蓄の方法も併せて紹介し、広く周知を行っていきたいと考えております。

以上でございます。

○山中基充議長 5番、森田議員。

○5番 森田文明議員 次に、3点目の予算書43ページの最下段、固定資産売却代金36万9,000円について伺います。

説明欄では、坂戸市内1か所となっておりますが、この売却する土地の位置、地積等について伺います。

○山中基充議長 笠木財務課長。

○笠木知之財務課長 お答えいたします。

売却処分は、一般競争入札により実施するため、詳細についてはお示しすることはできませんが、売却する土地の位置につきましては、坂戸市大字萱方地内、地積については約90平方メートルでございます。

以上でございます。

○山中基充議長 5番、森田議員。

○5番 森田文明議員 再質疑を行います。

売却を予定している土地の状況は理解いたしました。では、今回の売却を予定している土地と同様に、本企業団が所有している財産の中で遊休地となっている土地がほかにあるのかどうか、伺います。

○山中基充議長 笠木財務課長。

○笠木知之財務課長 お答えいたします。

遊休地となっている土地についてですが、令和7年度に売却を予定している土地以外では、坂戸市鶴舞地内に隣接した土地として2か所、坂戸市千代田地内に1か所、坂戸市石井土地区画整理地内に1か所で、計4か所となります。なお、鶴舞地内の土地については売却を実施するため、令和7年1月15日付告示をしており、3月19日に開札を予定しております。

以上でございます。

○山中基充議長 5番、森田議員。

○5番 森田文明議員 再々質疑を行います。

本企業団の所有財産の中で遊休地となっている土地が他に4か所あると。そのうちの1か所については既に売却するということで、残り3か所、実際には遊休地となっているわけでありまして。この3か所については、当然これ除草等の維持管理に係る費用負担

も発生しているわけであると思います。今現行の厳しい経営状況の中で、遊休地となっているこの残り3か所について、今後どのようにこれを活用していくのか、見解を伺います。

○山中基充議長 笠木財務課長。

○笠木知之財務課長 お答えいたします。

遊休地となっている土地の活用についてですが、今後当企業団といたしましては維持費がかからぬよう、基本的には売却することを第一に進めてまいります。売却に至るまでの間の活用方法につきまして、他自治体を参考に検討してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○山中基充議長 ほかに。

〔「なし」の声〕

○山中基充議長 これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

〔「なし」の声〕

○山中基充議長 討論なしと認めます。

これをもって討論を終結いたします。

日程第13、議案第9号 令和7年度坂戸、鶴ヶ島水道企業団水道事業会計予算についてを採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声〕

○山中基充議長 ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。



◎一般質問

○山中基充議長 日程第14、一般質問を行います。

通告者は2名であります。なお、質問時間については、執行部の答弁を含め60分以内となっておりますので、ご注意願います。

発言を許可します。

6番、小川尋海議員。

○6番 小川尋海議員 6番、小川尋海です。ただいま議長の許可を得ましたので、私の一般質問を始めます。

テーマは、水質検査についてです。坂戸、鶴ヶ島水道企業団では、水質基準全項目で自己検査を行っており、同様の検査体制を維持しているのは、埼玉県内の水道事業者では政令指定都市で給水人口が約135万人であるさいたま市、給水人口が約17万人の当企業団のみです。その他の53団体は、水質検査を外部委託しており、特に問題は生じていません。過去の答弁では、水質検査を外部委託することで年間で約2,100万円程度の経費削減効果が見込めることや、共同水質検査体制を構築している4事業者から検査を受注しているものの、当企業団の検査委託費用は他の水質検査機関よりも割高であることが分かっています。これらの状況を加味すると、当企業団で自己検査を継続する費用対効果は乏しいと考えます。水質検査について、5点質問いたします。

(1)、現在の水質検査を担当する職員の配置状況は。

(2)、現時点で当企業団における最重要課題と、主にそれを担当する職員の配置状況は。

(3)、水質検査を外部委託することで生じる職員配置の変更による効果は。

(4)、共同水質検査体制を構築している4事業者から検査委託費用についての意見や要望は。

(5)、共同水質検査体制について、脱退や新規加入の見込みは。

以上、よろしく申し上げます。

○山中基充議長 小林事務局次長。

○小林 栄事務局次長 質問事項、水質検査についての(1)から(3)につきまして、順次お答えいたします。

(1)についてお答えいたします。水質検査を担当する職員として、令和6年度の浄水課水質担当職員は、主幹以下6名となっております。

続きまして、(2)についてお答えいたします。現時点での当企業団の最重要課題といたしましては、お客さまに安全、安心な水道水を継続して給水するため、地震等の大規模災害に備え、老朽化した水道施設の更新及び耐震化の推進であると考えております。水道施設の更新及び耐震化の工事担当といたしましては、管路の耐震化を担当する施設課建設担当は主幹以下8名、浄水場等の施設耐震化を担当する浄水課浄水担当は主幹以下5名となっております。

続きまして、(3)についてお答えいたします。現在水質検査を外部委託することは考えておりませんが、令和5年第3回定例会での答弁で水質検査を外部委託した場合の

配置職員数を2名と仮定しております。その想定と現在の職員数の差である4名が配置替えの対象となりますが、そのときの業務量や予算の関係もあり、職員配置の変更による効果が上がるかは難しい面があると考えております。

以上でございます。

○山中基充議長 高篠事務局次長。

○高篠 保事務局次長 続きまして、質問事項、水質検査についての(4)と(5)につきまして順次お答えいたします。

(4)についてお答えいたします。共同水質検査体制の下、現在水質検査業務を受託している事業者に対し、毎年あらかじめ検査手数料を確認いただいた上で契約の更新を行っておりますが、その際水質検査手数料に対する意見や要望を受けたことは現在のところございません。

次に、(5)についてお答えいたします。共同水質検査体制を構成している事業者から脱退について、見込みを含めこれから申出を受けたことはございません。また、新規加入を申し出る事業者についても同様となっております。

以上でございます。

○山中基充議長 6番、小川議員。

○6番 小川尋海議員 一通りご答弁いただきましたので、以降一問一答形式でお伺いいたします。

まず、かねてより私を含め複数の議員からも指摘がある水質検査について、廃止によってどのようなメリットがあるのかについて確認させていただきたいと思っております。

(3)番では、水質検査を外部委託することで生じる職員配置の変更による効果についてお伺いしました。例えば水質検査を廃止することで、当企業団の最重要課題である水道施設の更新及び耐震化推進に対応できる職員数が増えれば、課題の早期解決に向けた非常に重要な改革の一つと捉えることもできます。答弁では、職員配置のみならず、予算の懸念もあり、効果が上がるかは不透明とのことですが、その予算についての企業団として憂慮すべき事項などがあれば、分かりやすく教えてください。

○山中基充議長 小林事務局次長。

○小林 栄事務局次長 お答えいたします。

水道事業の現状といたしまして、給水人口の減少、節水機器の普及などにより、給水収益は減少の傾向となっております。当企業団の経営状況においても、令和3年度以降、営業収支が3年連続して損失となり、令和4、5年度においては料金回収率が100%を下回り、事業に必要な経費を給水収益で賄えておりません。令和6年度予定損益計算書

では約1億1,000万円の純損失となることが見込まれております。また、当企業団の収益的支出の約3割以上を占めます受水費ですが、埼玉県用水供給事業の単価が令和8年度から約21%値上がりすることが県議会において可決されたことに伴い、当企業団の令和5年度の受水量実績から算出すると税込みで年間約2億3,400万円の増額となります。

一方、当企業団の最重要課題としている老朽化する施設の更新や耐震化の推進には、多額の建設費用が必要です。答弁してきましてとおり、当企業団の財政は非常に厳しい状況となっており、今後は建設費用の確保が懸念されているところでございます。

以上でございます。

○山中基充議長 6番、小川議員。

○6番 小川尋海議員 ただ単に職員数が増えれば、水道管の更新が早められるというわけではなく、近年の当企業団の収益性の悪化の状況であったりとか、ご答弁にもありましたとおり、埼玉県の水道料金の値上げが令和8年度に予定されております。長年にわたって水道料金を据え置いてきた当企業団でも、市民に適切な説明を行いつつ、水道料金の適切な値上げが必須になる見込みです。水道施設の更新及び耐震化の推進の実現のために、市民が負担する水道料金についてはどのような視点を考慮しながら設定を行うつもりでしょうか。

○山中基充議長 小林事務局次長。

○小林 栄事務局次長 お答えいたします。

水道事業は独立採算制であり、公益社団法人日本水道協会が発行する水道料金算定要領では、水道料金は給水サービスの対価であるから、できるだけ低廉かつ公平でなければならないこと、しかし同時に給水に要する原価を賄うものでなければならないこととされております。そのためには、効率的経営と費用削減を実施するとともに、中長期の更新需要と財政収支の見通しの把握に基づいた適正な計画を策定し、その計画期間における総括原価の算出及びその原価に見合う水道料金の算定を行う必要があると考えております。

災害に備え、老朽化する施設の更新や耐震化の推進は重要な課題ではございますが、今後はその更新需要と財政面とのバランスを見極めながら、適切な事業量となるよう計画の見直しを行った上で、当該計画期間に見合った水道料金になるよう検討を進めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

○山中基充議長 6番、小川議員。

○6番 小川尋海議員 水道料金の値上げについては、必ず当企業団としてどのようにコ

ストップに取り組み、水道料金の上昇を抑制しようとしたのかということを利用者の皆様にも納得してもらう必要があると考えます。

ここからは、以前の一般質問でも取り上げた、仮に水質検査を維持しつつ、収益を上げることができないのかというアイデアになります。(5)で共同水質検査体制について、新規加入の見込みはないとの答弁でしたが、令和5年第3回の定例会の答弁で、企業団において受入れ可能であると考えられる検体数と諸条件を整理した上で、各事業者が提示する条件と企業団の条件が合致する事業者がある場合には、受託団体を増やすことで増収を図ることができるとありました。共同水質検査体制の新規加入に向けて、当企業団としてどのような条件だったのか、お伺いいたします。

○山中基充議長 高篠事務局次長。

○高篠 保事務局次長 お答えいたします。

当企業団において、新規に水質検査を受託する場合、現体制の下での受入れ可能な検査件数としては年間約72検体であると考えております。また、分析項目によっては、採水から検査開始までの時間的な制約もございますので、検査試料の自己搬送を含めた時間的な制約がございます。これらの条件に加えて、当企業団が検査を行う場合の費用面への理解といったことが挙げられます。

以上でございます。

○山中基充議長 6番、小川議員。

○6番 小川尋海議員 当企業団の水質検査は、これまでのご答弁ではサービスの維持に必要ということでしたが、広報活動を行うことで共同水質検査体制以外の自治体からも検査の要望があるようでしたら、企業団のおっしゃるとおり、本当に価値のある必要なサービスだと考えます。共同水質検査体制の新規加入の実現に適切な広報活動が必要と考えますが、現時点で広報活動の実施状況についてお伺いいたします。

○山中基充議長 高篠事務局次長。

○高篠 保事務局次長 お答えいたします。

近年報道等においても大きく取り上げられておりますPFOS及びPFOAの検査について、水質基準項目に追加されることが想定されております。当企業団での同物質の分析の実施及び現受託団体からの受託も想定されることから、これ以上の新規の受入れは困難と考え、広報活動の実施には至ってございません。

以上でございます。

○山中基充議長 6番、小川議員。

○6番 小川尋海議員 PFOS及びPFOAの検査が水質基準項目に追加された場合に

は、これ以上の検査の受託の拡大が困難になるとのことでしたが、仮に現受託団体がP F O S及びP F O Aの検査を当企業団で受託する場合に、1年間でどの程度利益が出る見込みでしょうか。P F O S及びP F O Aの検査頻度はおおむね3か月に1回、検査回数削減は不可、省略の可否は不可であると仮定し、算出してください。

○山中基充議長 高篠事務局次長。

○高篠 保事務局次長 お答えいたします。

P F O S及びP F O Aの自己検査による手数料については、現在設定がございません。また、同検査について受託団体から当企業団に対する委託件数も未確定であることから、受託した場合の利益がどの程度の見込みになるかをお示しすることはできません。

以上でございます。

○山中基充議長 6番、小川議員。

○6番 小川尋海議員 水質検査の広報活動を通じて、当企業団の水質検査が本当に価値のあるサービスなのかということを知りたいというふうに考えていたのですが、昨今のP F O S、P F O A問題で、他自治体からの需要であったりとか評価も現時点では調べるのが困難という見込みであると確認させていただきました。

最後の質問になります。今後水道料金の値上げについて、市民からの理解を得るには、当企業団の財政状況を見直すことが必要になります。水道企業団議会の議員としてだけでなく、1人の市民として、今回取り上げた水質検査は当企業団が行うべき改革の一つと考えますが、今後水質検査の見直しについて何かお考えがあれば教えてください。

○山中基充議長 前原事務局長。

○前原民子事務局長 お答えいたします。

当企業団としては、水質検査を自己検査することで有事の際に機動性が確保できる体制、安全性を担保する水質検査結果が迅速に得られる体制を維持し続けたほうが、他の事業者に対して優位性が高く、充実したお客さまサービスとして評価できるものと考えております。危機管理は、予測できない事象に予算を定期的に充てる財政判断であり、費用面でなかなか理解されないものかもしれませんが、何十年に1度と言われるような水質事故が起きた場合にも、確かなエビデンスに基づいた迅速な判断を行っていくことが、水道事業者として果たすべき使命であると考えております。実際に事故が起きてから想定していなかったという弁明に終始しないために、また後悔しないためにも、私どもとしては市民の命を守るための必要な投資として、引き続き自己検査を行ってまいります。

以上でございます。

○山中基充議長 次に、3番、中村拡史議員。

○3番 中村拡史議員 3番、中村拡史です。ただいまより通告に従い一般質問を行います。

質問事項1、坂戸、鶴ヶ島水道企業団におけるカスタマーハラスメントに対する対策についてです。カスタマーハラスメントは、顧客等から就業者に対し、その業務に関して行われる著しい迷惑行為であり、就業環境を害するものとして定義されます。理不尽なクレームや過度な要求など、その要求の内容や方法が社会的な妥当性を欠くものであり、職員には大きな精神的なストレスがかかり、通常の業務に支障が生じるとともに、事業体にとっては時間やコストの面で多大な損失が生じることが想定されます。

厚生労働省は、事業主が雇用管理上講ずべき措置等の指針やカスタマーハラスメント対策企業マニュアルを公表し、事業者に向けて対策を促しています。東京都は、東京都カスタマーハラスメント防止条例を昨年10月に制定しました。都の条例では、カスタマーハラスメントの防止に関する基本理念や各主体の責務を定め、カスタマーハラスメント防止指針の作成及び公表や、都が実施する施策の推進及び事業者による措置を定めております。企業における従業員に加えて、市役所や小中学校で働く職員に対するカスタマーハラスメントについても、全国で対策が進められています。

そこで、今回の一般質問においては、坂戸、鶴ヶ島水道企業団で働く職員に対するカスタマーハラスメントについて、現状と対策について質問をいたします。カスタマーハラスメントを防止し、全ての職員にとって安心して安全に働ける健全な労働環境を維持するため、今後における対策が必要であると考え、以下の2点について質問をいたします。

1点目、カスタマーハラスメント対策の現状について。

2点目、カスタマーハラスメント対策の今後の取組についてです。

以上を伺いまして、1回目の質問といたします。

○山中基充議長 小林事務局次長。

○小林 栄事務局次長 質問事項、坂戸、鶴ヶ島水道企業団におけるカスタマーハラスメントに対する対策についての(1)と(2)につきまして順次お答えいたします。

(1)についてお答えいたします。社会問題となっているカスタマーハラスメントは、対応する職員に過度な精神ストレスあるいは心身の負担を与え、業務に支障を来すとともに、組織や職員にとりましても時間やコストといった多大な損失を招くなど、看過できない問題であると認識しております。当企業団では、坂戸、鶴ヶ島水道企業団職員のハラスメントの防止等に関する要綱の運用規定において、所属長の責務として職員がカ

スタマーハラスメントを受けた場合に組織として対応し、迅速かつ適切に救済を図ることとしています。

続きまして、(2)についてお答えいたします。カスタマーハラスメント対策の今後の取組につきましては、構成市をはじめ近隣他団体の動向を注視するとともに、職員の健全な労働環境の確保に取り組んでいきたいと考えております。

以上でございます。

○山中基充議長 3番、中村議員。

○3番 中村拡史議員 一通りご答弁をいただきましたので、これより一問一答方式で質問をいたします。

質問事項1の(1)の現状についてであります。企業団にとってもカスタマーハラスメントについては看過できない問題であると認識をされているということでもありますけれども、適切な対策を講じるためには、まずは企業団職員を対象としたカスタマーハラスメントに関する実態調査を行う必要があると考えますが、ご所見を伺います。

○山中基充議長 小林事務局次長。

○小林 栄事務局次長 お答えいたします。

現在職員を対象としたカスタマーハラスメントに関する実態調査は行っておりません。カスタマーハラスメントのような事案が発生した場合には、所属長を通じ、上司に報告する体制となっております。実態調査につきましては、構成市等の動向を踏まえ、研究してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○山中基充議長 3番、中村議員。

○3番 中村拡史議員 坂戸、鶴ヶ島水道企業団職員のカスタマーハラスメントの防止等に関する要綱を見ますと、その第7条においては、職員からの苦情相談に対応するために総務課に相談窓口を設置し、相談員を配置することが規定されております。

そこで、要綱に規定されております方法でカスタマーハラスメントに関する相談がこれまでにあったのか、お伺いいたします。

○山中基充議長 小林事務局次長。

○小林 栄事務局次長 お答えいたします。

坂戸、鶴ヶ島水道企業団職員のハラスメントの防止等に関する要綱は、令和3年4月1日から施行となっております。これまでに本要綱に基づいたカスタマーハラスメントの相談実績はございませんが、各担当から個別の案件ごとに理不尽な要求や迷惑行為があったことの報告は受けております。

以上でございます。

○山中基充議長 3番、中村議員。

○3番 中村拡史議員 ただいま、これまでには要綱において規定されている方法による相談は、現在のところ寄せられてはいないが、顧客等からの理不尽な要求や迷惑行為の報告はあったというご答弁がございましたけれども、具体的に企業団職員に対するカスタマーハラスメントについてはどのような業務において発生しているのか、お伺いいたします。

○山中基充議長 小林事務局次長。

○小林 栄事務局次長 お答えいたします。

これまでには、配水管更新工事などの建設工事や給水装置工事申請窓口において、工事に起因する住民からの過剰な苦情への対応や、お客さまが管理することとなっている給水装置への企業団の関与の強要など、その都度報告を受けており、それぞれ所管の担当で対応しているところでございます。

以上でございます。

○山中基充議長 3番、中村議員。

○3番 中村拡史議員 今後における一つの対策として、厚生労働省等が作成しております啓発用のポスターなどを窓口に掲示し、カスタマーハラスメントに関して利用者に対するマナーの啓発を進める取組が有効であると考えますが、見解を伺います。

○山中基充議長 小林事務局次長。

○小林 栄事務局次長 お答えいたします。

厚生労働省で公表しているカスタマーハラスメント対策ポスターなどを利用して、マナーの啓発を図っていきたいと考えております。

以上でございます。

○山中基充議長 3番、中村議員。

○3番 中村拡史議員 札幌市では、広聴部門におけるカスタマーハラスメント対策マニュアルを策定し、具体的な基準に基づき電話や窓口における市民対応が行われております。先ほどのご答弁にもございましたが、企業団では坂戸、鶴ヶ島水道企業団職員のハラスメントの防止等に関する要綱に基づき、所属長等の責務としてハラスメントの防止及び排除、問題が生じた場合の措置等に努めるように規定されております。

そこで、札幌市のようにカスタマーハラスメントに対応するための明確なガイドラインが必要であると考えますが、見解を伺います。

○山中基充議長 小林事務局次長。

○**小林 栄事務局次長** お答えいたします。

現在当企業団では、カスタマーハラスメントにおける具体的な対策マニュアル等は策定しておりませんので、今後は構成市等を参考にマニュアルやガイドライン等について研究してまいります。

以上でございます。

○**山中基充議長** 3番、中村議員。

○**3番 中村拡史議員** 静岡県静岡市におきましては、ハラスメント撲滅宣言を行い、対策の一つとして職員を対象としたeラーニング研修等が実施されております。カスタマーハラスメントへの対応方法を学ぶため、eラーニング研修等を新人研修の際等に行うことも効果的であると考えます。

また、水戸市の教育委員会では、昨年10月、小中学校教員およそ200名を対象に研修会が開かれ、教育委員でもある弁護士と市の産業医が、カスタマーハラスメントに直面した際の具体的な対応方法等を研修しています。当企業団におきましても、そうした意味において職員に対する研修の実施が必要であると考えますが、ご所見をお伺いいたします。

○**山中基充議長** 小林事務局次長。

○**小林 栄事務局次長** お答えいたします。

当企業団では、全職員を対象とした公務員倫理研修を毎年実施し、その中でハラスメントに関する研修を実施しています。今年度は、パワーハラスメントに重点を置いた研修を行いました。今後につきましてはカスタマーハラスメント対策に重点を置いた研修も検討してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○**山中基充議長** 3番、中村議員。

○**3番 中村拡史議員** 企業団の職員がカスタマーハラスメントの対応に関する相談を行うことができる相談窓口について、職員に対して継続的に周知を行うことで、いざというときにより相談しやすい環境の実現につながると考えますが、見解をお伺いいたします。

○**山中基充議長** 小林事務局次長。

○**小林 栄事務局次長** お答えいたします。

カスタマーハラスメントに特化したものではありませんが、先ほど答弁いたしました坂戸、鶴ヶ島水道企業団職員のハラスメントの防止等に関する要綱において、ハラスメント全般の相談窓口を総務課庶務担当と規定しております。職員には、本要綱制定時に

通知文書にて周知を行っております。また、本要綱につきましては、全職員が自席のパソコンで閲覧できる環境となっております。

以上でございます。

○山中基充議長 3番、中村議員。

○3番 中村拡史議員 カスタマーハラスメントから職員を守る施策として、窓口での対応の録音を記録として残すことが重要であると考えます。北海道札幌市では、令和6年1月から広聴部門の電話機に通話録音機を設置し、自動メッセージにより録音することを告知した上で対応を開始するという対策を取っております。これにより、暴言、脅迫等の防止に努めるとともに、ハラスメントの証拠を確実に残すことができるわけですが、当企業団におきましても通話録音機等の設置を通じた対策を進めるべきであると考えますけれども、見解をお伺いいたします。

○山中基充議長 小林事務局次長。

○小林 栄事務局次長 お答えいたします。

現在当企業団の電話機には、自動メッセージにより通話を録音する機能は有しておりません。構成市等の対応を参考に検討してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○山中基充議長 3番、中村議員。

○3番 中村拡史議員 令和5年度に愛媛県の伊方町では、カスタマーハラスメントを受けた職員が鬱病になり、退職に追い込まれる事案が発生し、その後自治体として条例を制定し、対策を進めていく中で、市民対応が多い窓口における防犯カメラの設置等も行われております。

そこで、企業団として窓口における防犯カメラの設置が重要な役割を果たすことと考えますが、防犯カメラの設置について見解をお伺いします。

○山中基充議長 小林事務局次長。

○小林 栄事務局次長 お答えいたします。

窓口業務の対策として、防犯カメラを設置することが重要な役割を果たすと考えます。本庁舎を管理している坂戸、鶴ヶ島下水道組合と検討してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○山中基充議長 3番、中村議員。

○3番 中村拡史議員 カスタマーハラスメント対策の今後の取組についてのご答弁の中では、構成市、また近隣の他団体の動向を見ながら、職員の健全な労働環境の確保に取り組むということで答弁がありました。当企業団の職員のハラスメントの防止等に関する

る要綱第2条においては、セクシュアルハラスメント、パワーハラスメント、マタニティーハラスメント、3つのハラスメントが特に明記をされ、対応が具体的に規定されております。

そこで、今後におきましてカスタマーハラスメントについても特別に項目を設け、より具体的な対応方法を明記し、今後の対策を組織として強化すべきであると考えます。その点、企業団としての見解を伺いまして、一般質問を終わります。

○山中基充議長 前原事務局長。

○前原民子事務局長 お答えいたします。

最初に答弁いたしましたとおり、現行の要綱はカスタマーハラスメントを含めたハラスメントに対し、所属長の責務としてその対応を図るように規定しているところでございます。令和6年6月21日に閣議決定されました経済財政運営と改革の基本方針2024については、カスタマーハラスメント対策を法的措置も視野に強化することが盛り込まれ、厚生労働省はカスタマーハラスメントから従業員を保護する対策を全企業に義務づけるとした報告書をまとめました。今後につきましては、事業者のカスタマーハラスメント対策義務化の法整備状況と、構成市をはじめ近隣他団体の動向を注視しながら、必要に応じて要綱の改正を行ってまいりたいと思います。

以上でございます。

○山中基充議長 これをもって一般質問を終結いたします。

以上で今定例会の議事は全て終了いたしました。



◎議長の挨拶

○山中基充議長 閉会に当たりまして、一言ご挨拶を申し上げます。

本日は、早朝よりご出席をいただき、坂戸、鶴ヶ島水道企業団議会定例会が開会され、提出されました議案につきましては慎重ご審議をいただき、円滑のうちに日程全てを終了することができました。心より御礼を申し上げます。

これから坂戸、鶴ヶ島両市の定例会を控え、大変忙しい時期を迎えますが、議員各位をはじめご参会の皆様には、健康に十分ご留意の上、今後とも水道事業の発展のためご尽力いただきますことをお願い申し上げて、閉会の挨拶といたします。



◎企業長の挨拶

○山中基充議長 企業長から発言を求められておりますので、これを許可します。

齊藤企業長。

○齊藤芳久企業長 閉会に当たりまして、一言ご挨拶を申し上げます。

議員の皆様には、早朝よりご参集をいただき、ご提案申し上げました議案につきまして慎重ご審議、ご議決を賜り、誠にありがとうございました。

本日、議員各位から賜りましたご意見、ご提言は、今後の水道事業発展のために役立ててまいりたいと思っておりますので、今後ともご理解、ご協力をお願い申し上げます。

暦の上では立春を過ぎましたが、まだまだ寒い日が続いており、さらにインフルエンザの流行等が猛威を振るっている状況です。議員の皆様におかれましては、健康に十分ご留意いただき、水道事業並びに地方自治発展のためご支援を賜りますようお願い申し上げます。閉会の挨拶とさせていただきます。本日はありがとうございました。



◎閉会の宣告

(午前11時25分)

○山中基充議長 これをもちまして、令和7年第1回坂戸、鶴ヶ島水道企業団議会定例会の議事を閉じ、閉会いたします。

本日は、大変にご苦労さまでした。